

○総務省令第九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十二日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) 第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。 「一 略」 二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの 「イ、ニ 略」 ホ 事業用電気通信設備規則第三十二条第七号の二に規定する特定携帯電話用設備（第二十七条の四第二号並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「特定携帯電話用設備」という。） 「略」 「三 略」 (内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等) 第二十七条の二の二 「略」 2 法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。 「一 略」 様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次のイ及びロのいずれにも該当するもの」 イ 前年度末における利用者の数が百万以上であること。 ロ 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。 二 電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるものの (事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備) 第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。 「一 略」 二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合（次に掲げる場合を除く。） 「イ 略」 ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備に該当するものでなかったものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合 「三 略」 (事業用電気通信設備の自己確認の届出)	(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) 第二十七条の二 「同上」 「一 同上」 二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの 「イ、ニ 同上」 「新設」 ホ 「同上」 「三 同上」 (内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等) 第二十七条の二の二 「同上」 2 法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。 「一 略」 前年度末における利用者の数が百万以上であること。 「二 略」 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。 (事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備) 第二十七条の四 「同上」 「一 同上」 二 「同上」 「イ 同上」 ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備又はPHS用設備に該当するものでなかったものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合 「三 同上」 (事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。 「一〇三 略」 四 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類 「イハ 略」 「五十一 略」 十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類 イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。） 「ロニ 略」 「十三・十四 略」 「2 略」	第二十七条の五 「同上」 「一〇三 同上」 四 携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類 「イハ 同上」 「五十一 同上」 十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類 イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。） 「ロニ 同上」 「十三・十四 同上」 「2 同上」
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第二条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章 略」 第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備 「第一節く第四節 略」 第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備 「第一款く第三款 略」 第四款 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備(第三十五条の十六―第三十五条の二十三) 「第五款 略」 「第三章く第六章 略」 附則 (定義) 第三条 「略」 2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。 「一く七 略」 七の二 「特定携帯電話用設備」とは、事業用電気通信設備のうち、電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類又は内容を電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号により識別するための電気通信設備及びこれと一体として設置される電気通信設備(前号に規定するものを除く。)であつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。 「八 略」 九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。 「十く十三 略」 第八条の二 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備は、多数の移動端末設備が同時に電気通信設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。 「一・二 略」	目次 「第一章 同上」 第二章 「同上」 「第一節く第四節 同上」 第五節 「同上」 「第一款く第三款 同上」 第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備(第三十五条の十六―第三十五条の二十三) 「第五款 同上」 「第三章く第六章 同上」 附則 (定義) 第三条 「同上」 2 「同上」 「一く七 同上」 「新設」 「八 同上」 九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)、電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。 「十く十三 同上」 第八条の二 携帯電話用設備及びPHS用設備は、多数の移動端末設備が同時に電気通信設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。 「一・二 同上」

2 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。 「一・二 略」 第四款 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備 (適用の範囲) 第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第三項及び第三十五条の二十三を除く。)は、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)について適用する。 (接続品質) 第三十五条の十九 「略」 「2 略」 3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はP H S用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。 (適用の範囲) 第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。)について適用する。 (特定端末設備) 第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備(二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備を除き、特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。 (携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備) 第五十五条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の六、第三十五条の三(第五号を除く。)、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備	2 携帯電話用設備及びP H S用設備は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。 「一・二 同上」 第四款 携帯電話用設備及びP H S用設備 (適用の範囲) 第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第三項及び第三十五条の二十三を除く。)は、携帯電話用設備及びP H S用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)について適用する。 (接続品質) 第三十五条の十九 「同上」 「2 同上」 3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と携帯電話用設備又はP H S用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。 (適用の範囲) 第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。)について適用する。 (特定端末設備) 第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備(二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備を除き、特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。 (携帯電話用設備及びP H S用設備) 第五十五条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の六、第三十五条の三(第五号を除く。)、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備及びP H S用設備につ
---	--

及びP H S用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。 2 第三十五条の六（第二号及び第三号に限る。）及び第三十五条の二十第一項の規定は、緊急通報を扱う携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。 3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。	いて準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。 2 第三十五条の六（第二号及び第三号に限る。）及び第三十五条の二十第一項の規定は、緊急通報を扱う携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。 3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(通信品質の報告)		(通信品質の報告)	
第七條の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七條の二第二号イからヘまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。		第七條の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七條の二第二号イからホまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	
様式第27の3（第7條の5 関係）		様式第27の3（第7條の5 関係）	
【表略】		【表同左】	
注 1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、 <u>携帯電話用設備</u> 、 <u>特定携帯電話用設備</u> 及びPHS用設備ごとに別業とすること。		注 1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、 <u>携帯電話用設備</u> 及びPHS用設備ごとに別業とすること。	
【2～5 略】		【2～5 同左】	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。